

平成 23 年第 3 回定例会

## 大野誠一郎による質疑応答全文（9 月 7 日）

### 大野誠一郎

通告により一般質問を行います。

一つ目、ごみ有料化について、2、放射能への影響について、3、障害者自立支援法一部改正についてをご質問したいと思えます。

まず、第 1 番目に、ごみ有料化についてでございます。

この件につきましては、6 月議会に、ごみ減量について質問いたしました。丁寧な答弁により時間切れということになりましたので、あわせて再質問のつもりで質問をさせていただきたいと思えます。

そのごみ減量の中の一つ最初に、中山市長に対するごみ減量の思いを質問いたしました。その中で中山市長は「環境都市龍ヶ崎の構築を目指す」と、そのように答弁しておりますが、この環境都市龍ヶ崎の構築をどのような形で目指すのか、あるいはどのようにイメージをしているのかお尋ねしたいと思えます。

### 中山一生市長

お答えいたします。

環境都市の構築ということでございますけれども、私が目指します当市の環境都市の姿として、昨年度、当市の環境行政の基本指針として策定した環境基本計画の中で、「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち」として位置付けているところでございます。

これまで、私たちは経済活動を優先し、便利さばかりを追い求めてきた結果、身近な環境はもちろんのこと、地球規模での環境へも大きな負荷を与えてきてしまいました。そのような中で、豊かな自然を残したまをこのまま次の世代に引き継ぎたい、環境に配慮し、持続的に発展できるまちとして先頭に立っていきたいといった強い思いを込めて定めているところです。

したがって、今後とも市民や事業者の皆様などと連携をしながら、同計画に位置付けられました重点施策を着実に展開することで、環境都市龍ヶ崎を構築してまいりたいと考えております。

### 大野誠一郎

さらに、市長はその答弁の中で、少し読ませていただきますが、「ごみを収集し、運搬する、そして、焼却するためには、多くの化石燃料を消費し、それによって二酸化炭素などの排気ガスを発生するなど、環境負荷が伴います。さらに、当然のことながら、それらに係る多くの財政的な負担も生じることにもなります。すなわち、ごみを減量することによりまして、これらの環境負荷や財政的な負担を抑制できるといった大きなメリットがあると考えているところでございます」と、答えておるわけでございますけれども、続いて、この後の文面としては、このようなことから、全国的に有効な例が日本各地で報告されておる、ごみの有料化につきまして、改めて導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございますということでもって、ごみ有料化の問題に入っているわけでございますけれども、環境負荷と財政的な負担を抑制できるという大きなメリットがあるということでもって、有料化については環境負荷、そして財政的な負担が抑制できるという、この二つの大きな理由がこれの中ではお話されている、答弁されているというふうに見えるわけでございますけれども、環境負荷、いわゆる化石燃料を減量できるということ、それから、CO<sub>2</sub>の削減ができるということかと思うんですが、これらについての削減の量というものは一体どのぐらいを考えているのか、いわゆる有料化することによって、どんなふう試算しているのかをお尋ねしたいと思えます。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

まず、有料化による財政的な負担の軽減、いわゆるごみ処理コストの削減でございます。

ごみ有料化による。

### 大野誠一郎

財政負担は聞いてないよ、まだ。

### 木村茂都市環境部長

それではまず、有料化による財政的な負担の軽減、いわゆるごみ処理コストの削減についてでございます。

ごみ有料化による排出抑制・減量効果から、ごみの収集及び処理すべき量が削減されまして、最終処分場への負担軽減

による運用面でのコスト抑制効果が期待されるところでございます。これにつきましては、定量的なものにつきましては、現在のところ明確とはなってございません。

また、ごみ処理施設「くりーんプラザ・龍」における、ごみ処理費用といたしまして、龍ヶ崎地方塵芥処理組合への負担金がございます。その負担割合につきましては、均等割 10%、人口割 30%、そして実績割 60%となっておりますが、同組合への搬入量が削減されれば、相対的に実績割のウエートが下がり、分担金の削減に反映されることとなります。

しかしながら、どの程度のコストが削減されるかは、手数料水準、さらには新たなリサイクル施策などの併用策などによっても異なりますので、こういった条件が整った段階で試算してまいりたいと、このように考えております。

次に、二酸化炭素の排出量削減についてでございますが、こちらも先ほど言ったものと同様に、排出抑制・減量効果により、そのCO<sub>2</sub>の排出量が異なりますことから、同じように条件が整った段階で試算してまいりたいと、このように考えております。

次に、化石燃料の削減量でございます。化石燃料、いわゆるごみ焼却後の灰を熔融する際に必要なA重油におきましては、ごみ処理施設に搬入されます、ごみ量の多寡に関係なく、ごみを適正かつ安定的に処理するために必要なものでございまして、ごみ有料化により化石燃料の使用量が大きく変わるということは考えておりません。

以上でございます。

### 大野誠一郎

今の答弁ですと、試算はできないというような内容かと思えます。試算は仮に将来的なことはできないと譲っても、平成 18 年度をピークにしてごみが減量されていると。そういったことをこれまでお話ししておりますけれども、18 年から 23 年までのこれまでの間、22 年度まででしょうか、それまでのそういった減量することによっての環境負荷、これはどんなふうにとらえているかお尋ねしたいと思えます。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

平成 18 年度、先ほど議員がおっしゃいました家庭系ごみのピークでございますが、このときには年間 1 人当たり 703 グラム排出していたわけでございます。平成 22 年度につきましては、年間 649 グラムという排出量になってございます。この 5 年間で約 50 数グラムの減少があったこととなります。ただ、ここで平成 22 年度の 1 人当たりの年間ごみ排出量、前回の第 2 回の定例会では 659 グラムというふうにご答弁差し上げました。その後、精査いたしまして 649 グラムということが判明いたしましたので、こちらで表現させていただきたいと思えます。

こういったことから、全体的に環境負荷、これにつきましては当時と比較しますとやはり軽減されているというふうに考えております。ただ、先ほども申しましたように、その負荷が定量的に幾らかというお話をされますと、これについては現時点では明快なお答えができないと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお尋ねしたいと思えます。

以上でございます。

### 大野誠一郎

別にこれまでのことは聞かつもりじゃなかったんですが、市長が言うように、環境負荷を軽減できるということが、ごみの有料化に、大きなポイントだというふうには私はこの答弁の中から感じたものですから。じゃ、ごみの有料化は幾らにするかという問題も、昨日の一般質問の中では、これからの議論次第で金額を決めていきますということかと思えました。そういった試算もしていない。非常に難しいのはわかりますけれども、環境負荷を軽減したいということであるならば、やはりそういった試算をするべきだろうと私は思います。

さらに、財政的な負担でございますけれども、これも正直言って有料化することによって、どれだけ財政負担が削減できるかわからないという答弁かもしれませんが、ちなみに、ここ 3 年ぐらいのごみ処理費用といいたしでしょうか、大きく分けて一つには、塵芥処理組合の負担金がここ 3 年どのように推移しているのかが一つ。それから、当然減量しているわけですから、ごみ収集業者への契約金額、支払い金額ですけれども、こういった金額の推移がどうなのかをお尋ねしたいと思えます。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合への施設運営に係る分担金の推移についてでございます。

これにつきましては、あくまで施設運営ということで、償還のほうは含んでおりませんのでご了承ください。

まず、平成 20 年度が約 5 億 1,100 万円、平成 21 年度が 6 億 900 万円、これは約でございます。平成 22 年度が約 6 億 2,300 万円となっております。本年度は約 6 億 400 万円でございます。

続きまして、ごみの関連の収集の委託関連でございますが、こちらにつきましては、平成 20 年度が、これでいきます

と5億5,113万7,000円、続きまして、平成21年度が5億7,412万8,000円、そして平成22年度が5億7,302万9,000円と、このようになってございます。

以上でございます。

### 大野誠一郎

部長、これまでの3年間と、これからもし有料化した場合の2年間の金額も想定してくださいということで、私、確かにお話ししましたよね。かつ6月の議会のほうから言ってありますから、石引課長も後ろのほうでは用意しているかと思うんですが、私は確かに言いました。

今の金額を聞きましてところ、平成21年に関しては平成20年度の5億1,000万から6億ということで約1億弱というのか、9,000万ぐらい違うわけなんですけど、これは特別なことがあったというのか、改修が特にあったとか、そういったことがあるかと思うんですが、私は正直言って財政的負担はごみの減量化をすることによって減ってはいないと、増えていると、横ばいなら最高じゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、先ほど質問いたしました環境負荷の軽減と財政負担が削減できると、こういった有料化の大きな理由は非常にあいまいな形になっているんじゃないかと思うんですが、市長いかがでしょうか。

### 中山一生市長

お答えいたします。

これまでこの今回の議会の中でもご答弁をさせていただいておりますけれども、本市では、ごみ処理基本計画のもとにリサイクルの推進、市民意識の醸成といった2本柱を中心に様々な取り組みを、市民及び事業者の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量に努めてまいりましたと説明をしてきたところでもございます。しかしながら、啓発などによりそれぞれのご家庭の自発的なご努力に、今まではゆだねている取り組みをしてきたわけでもございますけれども、それでは、先日も申し上げたとおり、劇的なごみの減量にはつなげることが大変難しい状況にあると認識しているところでございます。

また一方では、議員ご承知のとおり、稼働後12年を経過し、老朽化が進むごみ処理施設「くりーんプラザ・龍」の施設更新の時期も迫っているわけでもございます。それにより発生します費用負担については、将来的な費用負担として真剣に考えていかなければならないというところでもございます。家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化を図る上で大きな効果が期待できる、その減量化の様々な手段の中の一つの手法と認識しております。市民のごみ処理に対します負担の公平性の確保や、ただいま申し上げました将来的な負担になります「くりーんプラザ・龍」の施設更新にかかります費用負担など、総合的な判断のもとに検討を開始して、このようなお話をさせていただいているところでもございますので、将来的な負荷を子どもたちに残さないという、昨日も言った内容のもとで、このようなお話をさせていただいております。

### 大野誠一郎

将来的な負荷を子どもたちに残したくないということでございますが、これはいろいろな意味合いがあるかと思えます。有料化することによって、昨日話も出ていましたとおり、基金とか、あるいはごみ処理費用にだけ、この有料化の金額を費やすということでもって、子どもたちに将来的な負荷を与えないということかもしれませんが、市長が冒頭言っているような劇的な減量が期待できない。この減量についても、果たしてごみ有料化することによって、どこまで減量させるのか、したいのかと、こういうことを考えているんでしょうかね。この量は出ているんですか、ある程度の試算、部長、どうなんでしょう。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

今回のこの有料化施策にあわせて、様々な施策を講じていくということで考えているわけでもございますが、現時点のその目標ということになりますと、やはりごみ処理基本計画に目標として掲げております平成27年度、この時点で家庭系ごみの1日当たりの排出量550グラム、これが目標になるだろうと、このように考えております。

以上でございます。

### 大野誠一郎

部長、平成20年度の目標を出したときには、もう有料化を前提に計画を立てたものなんですか。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

ごみ処理基本計画、この計画につきましては、その有料化ありきの計画ではございません。

以上でございます。

### 大野誠一郎

部長、ごみ有料化ありきの計画でないでしたら、私が別個聞いているわけですから、別個に有料化した場合にはどれだけの減量を見込むんですかというふうに聞いているわけですから、やってないならやってない、やっているんですからこれだけの減量を見込んでおりますというような、そういう答弁が欲しいのですが。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

基本的には、ごみの有料化をした場合の手数料を幾ら取るか、こういったことにやはり大きく左右されますので、その関連でまだ手数料水準を幾らとするか、これがまだ市の方針として決定していない段階におきましては、幾ら削減すると、このような形でお答えすることはできませんのでご了承願いたいと思います。

### 大野誠一郎

部長、5年も前からこの問題があるのに、その試算を全然していないということは私にはあり得ないと思っています。当然5年前には幾ら上げたらどうなるのかというものを想定しているわけでしょうし、本来、今回もう、中山市長は議論の中で決めていくというようなお話でしたから、そんなことまさかないでしょう。市長が環境負荷を削減し、そして、財政負担を抑制しますよと言った試算が全然なされていないで、そのようなことをおっしゃるわけですか。当然ごみの有料化はリバウンドがあるわけですよ。全国的なことを見ても、一旦は減少する。しかしながら、徐々にもう増加していった、非常に減量が難しい。詰まるところ、やはり市民の意識、行政と市民が一体となつてごみを削減していくという、この意識がやはり大事なんだと。ですから、ごみ有料化、イコール減量というのは、非常に安易な物の考え方であるわけですよ。ですから、それを今後推し進めていくというためには、それなりのやはり計画をきちっとさせなければ、私はいけないだろうと思います。

これまでごみ処理基本計画や、あるいは年間の1年間の実施計画をやっていく中で、私が常々言いますように、クリアしていないんですよ。今年度はこれだけにしよう、来年度はこれだけにしようということにやっていく中で、クリアした年がないんですよ。ただ、各年毎に努力しているから、さっき話しましたとおり、18年度をピークにして減少していることは減少しています。しかしながら、そのときごみ減量審議会、いろいろな会議を経て、来年はこれにしましょう、ここまで削減しましょうというやつは目標を達成していないんですよ。そのように一生懸命緻密にやったにもかかわらず達成できない。

今回、今、質問したような内容の環境の負荷、どれだけCO2削減、重油削減されるかわかりません。試算しております。財政的な負担もどれだけ下がるかわかりません。でも、私があえて質問したように、18年度をピークに減量していても財政負担は上がっているんですよ。財政負担が上がっているということは、やはりそのいろいろなCO2なんかもいかなものかなと思うんですけども、それについてはごみの量が少なくなっているから減っているかどうか、ちょっと私も聞いても皆さんがわかんないんですから、私もわかりませんけれども、ぜひそういった試算をしなければ、結局は有料化しただけということに私はなろうかと思えます。

次に、財政負担が先ほどのように上がっているということは、私は、ここで塵芥処理組合の負担割合についても検討し始めることが必要かなと思うわけです。先ほど部長からもお話がありましたとおり、均等割10%、人口割30%、実績割60%ということでございます。均等割10%ということになっておりますが、人口割30%、実績割60%というのは、これは当然人口が多い龍ヶ崎、実績が多い龍ヶ崎、この90%に関してはあらかじめ龍ヶ崎が支払うということになるんですよ。

昨日、油原議員が均等割の10%のことを言っておりますが、今さら人口割と実績割、これを変えることはできませんよね。できませんというのは、人口、龍ヶ崎の人口と河内の人口、それから、利根町の人口を逆転するわけにはいきませんし、実績割だって、当然これは龍ヶ崎が多いのは当然です。ですから、均等割をどのようにするか、あるいは人口割と実績割という形のものをつまみ合わせてパーセンテージを考えるのか、そういったところかと思うんですが、この負担金割合についてはどのように考えているか、市長もしくは部長にお答え願えませんでしょうか。

### 中山一生市長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合への負担金、分担金のご質問でございます。

昨日の質問にもあったところでございますが、当組合は龍ヶ崎市、利根町、そして河内町、1市2町を構成団体として、その事業運営にかかります経費をそれぞれの市町で応分の負担割合に基づき分担金として拠出しているのは、今、ご指摘のあったとおりでございます。その負担の割合につきましては、今、ご指摘のあったとおり均等割10%、人口割30%、実績割60%となっております。この点に関しては昨日質問のあったとおりでございます。

今ございました議会費、一般管理費といった総務的な経費については、市町ごとと平等に負担すべきであるというお話が

ございましたが、今、平成 23 年の予算における総務的経費の割合は、昨日ご指摘いただいたように 15.8%となっているわけですので、今の考え方からすると均等割で負担する部分が少ないというご指摘があるのは存じ上げているところでもございます。ただ、ご承知のとおり、昨日申し上げましたけれども、各市町の首長がなっております管理者等会議において協議をし、その協議を組合議会で慎重審議により決定されていることから、これらは尊重しなければならないと考えております。

### 大野誠一郎

尊重しなければならないというような答弁でございますが、重々承知の上でございます。この分担金の割合を変更することは大変なことです。しかしながら、先ほどお話ししましたとおり、あるいは答弁していただいたとおり、財政負担はもちろんこれから削減するよう頑張るわけでしょうけれども、なかなか市長が思うように、有料化することによって財政負担を軽減することは非常に難しいだろうと思います。龍ヶ崎だけがごみ有料化、利根町も少しごみの値段がちょっと龍ヶ崎よりは高いらしいんですけども、明らかに今度は利根町、河内より龍ヶ崎はその手数料が非常に高いというような状況が出てきて、考えようによっては市町間の格差が、不公平さが出てくるのではないかと思います。

ぜひ尊重したいというお気持ちもわかりますし、難しいということもわかります。しかしながら、この分担金割合について、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 中山一生市長

ただいまのご質問でございますけれども、今までの平均割 10%、人口割 30%、実績割 60%を見直すことについてということでございます。

これまで、この負担割合が徹底されてきた過程に関しましては、長年議員をされていらっしやいました大野議員は詳しく承知しているところがございます。しかしながら、構成団体の個別事情などもあり、負担割合等の考え方が異なる場合もあります。これは昨日も答弁したところでもございますが、構成団体間の公平性に配慮しつつ、当市は当市としてのやはり考え方を訴え続けていかなければならないという必要性があることは考えているところでございます。

### 大野誠一郎

必要性を感じているということでございますが、ぜひともこういった問題にも切り込んでいただきたいというふうに思います。でなければ、恐らく市長が思うような、考えるような、財政負担の軽減は非常に難しいと、そう思います。結果的に市民の皆さんから有料化することによって手数料を値上げし、削減が思うようにならず、環境負荷も削減ならず、財政負担もならずといったような結果にならないように、ひとつお願いしたいと思います。

私は、常に生ごみの堆肥化ということを掲げております。このごみ処理の現状、ごみ減量施策についてという市のほうのパンフレットがあって、市の取り組みとしていろいろ書かれておりますけれども、生ごみにつきましては、現在、段ボール箱による堆肥化、これが実験というか行われているというような状況でございますけれども、これについてどれだけの生ごみを削減しようとしているのかお尋ねいたします。

### 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

生ごみの堆肥化の実験、今年度やっている途中でございますが、まず段ボール箱を利用いたしました生ごみの堆肥化、こちらの促進につきましては、今後、講習会を開きまして、皆様に 100 名程度でございますが、そのキットを配布いたしまして、取り組んでいただきたいと考えております。あと、刈り草、給食残渣などを利用いたしました堆肥化の実験につきましては、現在ふるさとふれあい公園で行っているわけでございます。

いずれにいたしましても、これはまだ実験段階ですので、これを普及させて、どこまで生ごみを減らすという、そういう目標までは至っておりません。ただ、そういうことで皆さんに少しでも生ごみの減量化の大切さ、これを理解していただければと思っております。

以上でございます。

### 大野誠一郎

生ごみを減らす大切さということは、あるいは重要であるということは、恐らくわかり過ぎるくらいわかっているかと思えます。一絞り運動をして、水を絞るだけでも違うんですよと、そういうことですよね。でも、一絞りするだけで随分と違うと。じゃ、その生ごみを堆肥化することによって、ごみでなくすれば非常にいいことはわかりますし、環境の負荷も削減できると。ある意味、財政的な負担も削減できるということかと思えます。

私が常々疑問視しているのは、生ごみの堆肥化に真剣になぜ取り組まないんだらうかと、これまでは電気機器類の堆肥化ということでもって、10 数年恐らく進めてきたでしょう。仕分け作業によって無駄だと、ある意味当然かと思えます。

補助金を出して、そういった機械を購入して堆肥化を進めても、どれだけの生ごみが削減されているか、追跡調査が全然なされておりません。今年購入した機械も使われているかわかんない、3年前に補助金を出して購入されたものも今どうなっているかわかんない。今年全体的に何人の人が使っているのかわかんない中の補助金を支出して、これで龍ヶ崎は生ごみを堆肥化しているんですよとずっと言ってきたんです。それが仕分け作業で、それが助成金を出せなくなったから、今度は段ボール堆肥やりましょうと。今、聞くところによると100のキットをこれからやるということですが、これに際しても、その今までやっていた電気機器類の生ごみ堆肥化に相当するだけの量をカバーできるかわかんない。これについても私は、じゃ、どれだけこの段ボールの堆肥化でもって削減できるんですかと、質問するのは私は当たり前だろうと思うんですよ。生ごみ堆肥化を進めるべきだろうという、やっていますと。じゃ、どれだけ削減できるんですかと言うのは、当たり前だと私は思います。時々私、随分細かいこと言っているのかなという気もするわけなんですけれども、そうじゃないと思います。どのようにして生ごみを堆肥化するというのを、もっと真剣に考えていただきたいと思うんですよ。

牛久では、刈谷地区で刈谷団地で今年の事業として始めて、たしか90トンかと思いましたが。もうちゃんと市報に、牛久の市報に90トン目指しますと。ところが、始まって何カ月もしない、6月議会のときでしたね。ですから、今年と言っても今年の1月から始まったそうです。半年ぐらいたちまして反響がよかったというか、さらに増やしたいということでもって100件ほど多くなったそうです。どんな小さなことでも、やはりどれだけ減らそうという、これを目標にして頑張っていかなければ、ただやっただけになっちゃいますよ。

段ボール箱にかわる生ごみの堆肥化を有料化以後は何か考えているんですか。

### 木村茂都市環境部長

お答えする前に、先ほど私、ごみの収集運搬費としましてお答えしたところでございますが、その数字につきましては、ごみ全体にかかる委託費でございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

まず、平成20年度でございますが、ごみの収集運搬関連でございますと1億4,756万7,000円、続きまして、平成21年度が1億4,836万5,000円、平成22年度が1億4,790万3,000円、平成23年度が1億4,844万9,000円でございます。

それでは、生ごみに関連しましてお答えしたいと思います。

生ごみを資源といたしましてとらえ、堆肥化するためには、生ごみを適切に分別し、排出することが重要となります。しかしながら、過去に市内2地区、約70世帯で実施いたしました生ごみ堆肥化モデル事業の検証結果を見ますと、割りばしやつまようじ、あるいはビニールなどの異物の混入が後を絶たず、手間が必要となる分別、排出段階での基本的な課題が把握されたところでございます。

家庭の生ごみの分別収集、堆肥化することにつきましては、この課題に加え、収集運搬経費、処理施設の整備及び建設経費、施設や排出場所の衛生管理対策、さらには年間を通して安定的に堆肥が消費される需要策の確保など、解決しなくてはならない様々な課題があり、現状では全市を対象といたしました生ごみの堆肥化は困難な状況にあると、このように考えております。

しかしながら、生ごみの対策はごみ減量の大きなポイントであり、今後も有料化の検討とあわせまして、家庭における生ごみ自家処理の普及促進に積極的に努めながら、地域などで一定の集団的な生ごみ処理のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 大野誠一郎

生ごみの堆肥化は大きなポイントではあるけれども、いろいろな諸問題があって、今のところは有効な方策がないということで、今の答弁はよろしいかと思えますけれども、大分私もこの生ごみ堆肥化を執拗に言っている背景は、今いろいろな諸問題を言ったとおり、一朝一夕にできないんです。分別一つしかり、この生ごみを堆肥化する問題というのはたくさんあるんです。言うなれば、トレーニングが必要なんです、訓練が。ですから、例えば生ごみの処理施設をつくりましょうと、仮に1億、何億のお金をかけて施設をつくっても有効に活用できないんですよ。ですから、そういう大きな施設をつくる前、やはり生ごみの堆肥化というのをやっつけていかないと、訓練していかないとできないんですよ。

山形県にレインボープランというのがありますが、これも始まるまでに10年かかっています、ちゃんとやるまでには。ほかの生ごみの堆肥化を全国の見て、それをやるまでにはかなりの年数がかかっています。そんなわけで、先ほど牛久市の刈谷地区の例を示したとおり、あるいは何年前に龍ヶ崎でそういうものをやりましたと、それが大事なことなんですよ、小さなことですが。ですから、私は最初のそういったものを取りかかる段階では、お金も余り必要なく、できると思って考えています。農家の皆さんに協力をしていただいて、生ごみの堆肥化を考えると、刈谷地区の場合には畜産業者です。畜産業者が中で畜産のふん尿処理とあわせてやっている私には聞いております。ですから、龍ヶ崎の畜産業者、あるいは耕種農家というか、畑や田んぼを耕している耕種農家、こういった農家の皆さん方と協力をしながら分別

をする、あるいは生ごみを堆肥化できる訓練をしていかなくちゃ一朝一夕にできないんです。ですから、削減量は大した削減量にはならないけれども、それを一からスタートしないと、生ごみの堆肥化はせっかくお金を使っても、使って大きな施設をつくっても余り稼働状況がよろしくないというようなことになるかと思います。

そんな意味で、ぜひとも生ごみの堆肥化をどのようにしていったらいいかを検討をお願いしたいと思っております。答弁をと言っても無理でしょうから、答弁は求めません。

以上、ごみの有料化については終了したいと思えます。

続いて、放射能の影響についてを質問いたします。

放射能の影響については何人か、昨日から今日にかけて何人かの議員が質問しておりますので、一、二点質問したいと思えます。

農作物の影響、野菜、お米についての影響、風評被害、お米は今やっておりますので、お米はこれからの問題でございますので、ちょっと省きまして、野菜の風評被害、これが当市としてはどのような影響を受けたのかお尋ねいたします。

### 羽田利勝市民生活部長

お答えいたします。

風評被害というようなことでございます。

当市では、今回の東電原発事故に係る放射能汚染によりまして、農畜産物等の出荷制限や風評被害が生じ、農業関係に多大な損害が生じております。

これらに対応し、被害農家の救済を図ることを目的に、去る5月末には東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策龍ヶ崎市協議会を発足させ、翌6月の請求分から茨城県協議会に賠償請求の申請を行ってまいりました。

当市からの請求につきましては、県協議会で茨城県全体の請求として取りまとめ、これを当協議会から損害賠償対策全国協議会を通して東京電力に対し、請求していく流れとなっております。

現在までの状況であります、8月請求分までで申し上げます。

市及びJA竜ヶ崎市分を合わせますと、請求金額が合計で3,776万円、請求件数が延べ47件となっております。このうちハウレンソウなどのいわゆる出荷制限による実被害分が817万円で、請求件数が延べ9件となっております。

また、風評被害により返品や値切り等でのいわゆる販売金額減少分が2,958万円、請求件数が延べ38件となっております。

以上でございます。

### 大野誠一郎

野菜の件につきましてはわかりました。

米についてでございますが、今ちょうど稲刈りの最中でございます。早稲の品目につきましては、もうそろそろ終わる頃かなと思っております。現在、風評被害と言う形では余り出てないというふうには思いますが、米穀の業者さんにちょっと聞いたところでは、ある大手のスーパー、都内のある大手のスーパーで茨城県産のお米は扱わないと、あるいは棚に並べないと、そんなことを聞いておりますという話もあります。まだ大きくはなっておりませんが、多少一部そういったことがあるというふうに感じております。

米について風評被害がありますと、大変甚大な影響が当市にもあるかと思えます。お米に対する風評被害の対策というものは考えておるのでしょうか、お願いいたします。

### 羽田利勝市民生活部長

お答えいたします。

先月25日、国の指針に基づく茨城県による龍ヶ崎市産の米の検査が実施され、翌26日には検査結果の公表の運びとなりました。この結果につきましては、皆様ご承知のように、「市内全域で検出せず」でございました。この検査によりまして、当市産のお米の安心・安全性が確認されたわけでありまして、胸を張って出荷ができる状況でございます。

今後は、安心・安全性が確認されたお米として堂々とPRしていくわけですから、例えば市内朝市での新米フェアや東京ほか各地での農産物フェア等にも出品し、また、龍ヶ崎市のお米が安全であるということをもPRするための市独自の「安全シール」を作成してまいります。

こうしたPR活動や消費拡大運動には、JAや関係機関、生産者団体等とも協調し、以前にも増して市民、消費者に働きかけていきたいと思っており、念願である龍ヶ崎ブランド米の創設に向けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

### 大野誠一郎

シールをつくっていくということが今、答弁で出てきました。私の知る限りでは、神栖市で「安全米」と称して、放射

能は不検出ですと、そういったことを書いたものを5万枚、稲敷市ではやはり同様なシールを30万枚作成しましたと、もう既につくって必要なところには配布しているというふうに向っております。

龍ヶ崎では、どのような形でそのシールを何万枚作りまして、どのように配布していくのかお尋ねしたいと思います。

### 羽田利勝市民生活部長

お答えいたします。

当市の安全シールでございます。これにつきましては、シールをつくる際にいろいろ表示上の問題がございまして、この辺は消費者庁とも協議をいたしまして、若干おくれぎみでなったわけですけれども、既に発注をしております。当市においては、約2万枚をとりあえず配布したいというふうを考えています。

配布の方法につきましては、JAと龍ヶ崎市のほうにおきまして希望者に対しては配布するというようなことで考えております。

枚数につきましては2万枚ですけれども、今後、需要があれば随時追加して発行していきたいというふうを考えております。

以上です。

### 大野誠一郎

ただいま部長、若干おくれぎみということですが、大変おくれしているなというふうに向っております。8月末の段階で私のヒアリングを済んでいるわけですから、そのときにはそういうお話がなかったのかなというふうに向っております。そのヒアリングをする前にも担当課に行きまして、「どうするんだね、どうしますか」と言っても何も答えがなかったものから、答えがない以上、これは一般質問で聞かなくちゃなんないなと思って今回聞いているわけですが、もう先ほどもお話ししましたとおり、あきたこまちという早稲はもうほとんど終わりの状況で、ここ昨日、今日あたりからはコシヒカリがもう出荷されていると思います。

今、発注しているというふうに向っておりますが、それも数が2万枚と。そして、どのような使い方をするかということもちょっと今の説明ではわかりませんでした。ある米穀業者に言わせると、通常、先ほどの稲敷市の30万枚というのは、恐らく30キ口の紙袋に一つ一つ、1枚1枚張っていくんではないかと思っております。もちろんそれも無意味なことではありませんが、やはり5キ口、10キ口とかというそういう小袋の段階で、つまり消費者の手元に届く段階でそのシールがないと、私は効果はいかなものかなというふうに向っております。もちろん玄米の袋に、30キ口の袋にやることも有効でありますけれども、それは精米業者がそれを精米する段階で、その安全シールはなくなってしまうわけですから、消費者の手元に届く段階で、そのシールが生かされることを希望したいと思っております。いかがでしょうか。

### 羽田利勝市民生活部長

お答えいたします。

まず、シールのお渡しできる時期ですけれども、これは16日にはでき上がる予定でございますので、早急に配布していきたいというふうに向っております。

あと、シールの張り方でございますけれども、議員おっしゃるように個店での販売のそういう袋に張るとというのが有効であるというように我々も考えてございます。その辺は、先ほどの30キ口の袋に張るという方法もあるだろうし、そういう方法もあるだろうと、その辺、別にこちらでは指定は余りしないというふうに向っておりますので、若干枚数はやはり増えてくるのではないかと向っております。

以上でございます。

### 大野誠一郎

わかりました。ひとつ柔軟な対応で有効な方法でひとつお願いしたいと思います。

先ほど部長がブランド米の創設に向けてもこういって風評被害に取り組んでいきたいというふうに向っております。私もやはりこういう時期だからこそ、ブランド米、何年後にブランド米という形が出るか私、存じ上げませんが、やはりこういうときに龍ヶ崎米をアピールしていくと、私はこれが大事なのではないかと思っております。そういう意味では時期を失ってしまうのは、後ですばらしい計画でブランド米を売り込んでも、その効果のほどは期待できないと思っております。ひとつこういった風評被害の対策を絡めて、ぜひ龍ヶ崎米のブランド米に向けてスタートしていただきたいと思っております。

続きまして、三つ目の障害者自立支援法の一部改正についてでございます。

障害者自立支援法が22年12月に改正されまして、早いものはその施行日から、そして23年4月から、そして、来年の4月1日からということでもって段階的に一部改正を実施しております。その中で相談支援体制の充実というものが、私は大きなポイントかなというふうに向っております。

現在、相談支援体制の現状につきましてお尋ねしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

お答えいたします。

相談支援事業につきましては、障害者自立支援法第 77 条に規定する地域生活支援事業におきまして、相談支援事業及び相談支援機能強化事業を実施しております。

相談支援事業は、障がい者等並びに保護者及び介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、または権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としている事業でございます。

内容といたしましては、窓口や電話における福祉制度や福祉サービスに関する相談、日常生活に関する相談などであり、中でも特に多い相談内容は、障がい者手帳申請や福祉サービスの申請方法などの利用に関することとあります。

次に、相談支援機能強化事業でございます。

これは、より専門的な相談に応じるため、特に必要と認められる能力を有する職員を配置し、障がい者等に必要な援助を行うものであります。

当事業の実施体制でございますが、専門的な相談に応じるため、社会福祉課内に精神保健福祉士を 1 名、障がい者支援相談員として嘱託職員を 1 名配置し、3 障がいの方に対する相談支援を行っております。

主な支援内容でございますが、先に申し上げました福祉制度や福祉サービス、日常生活に関して問題や課題がある場合に、窓口や電話による相談、さらには自宅や事業所、病院などを訪問し、本人だけでなく家族や支援者を交えて協議を重ねるなどして、問題や課題の解決に当たっております。

以上であります。

### 大野誠一郎

来年の 4 月 1 日ということとなっておりますけれども、この障害者自立支援法の一部改正についての中で、相談支援の充実ということでもって地域における相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置ということで法律が改正されております。このことについて、本市としてはどのような形で向かっていくのか、あるいはどのような形に考えているのか、ひとつお願いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

お答えいたします。

先ほど議員ご指摘がございましたように、今般、法律が改正されております。この法律につきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案ということで、ある意味、時限的な色合いを持っているというふうな理解をしておるところでございます。

いろいろな骨子といたしまして、解説にあるわけでございますが、議員ご指摘の地域における中核的な相談機能ということでの基幹相談支援センター、これにつきましては、平成 24 年 4 月 1 日から施行の分というふうに理解しておるところでございます。

その今後の進め方ということでございますが、実は本件に関しましては法律で改正はされておりますが、その後のいわゆる政令、あるいは省令、あるいは通知類等々が具体的にまだ示されるに至っておりません。したがって、その細部について何ら示されていないというふうな理解をしておるところでございます。

したがって、今後、来年 4 月の施行に向けまして県等を通じて、その詳細、政令、省令等が公布され、また通知類等も示されてくるかと思っております。そういった中で適切に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

### 大野誠一郎

この一部改正について、24 年 4 月 1 日施行で、現在のところ、そういった指針は何ら示されていない。したがって、それが示されてから対応したいというようなことかと思っております、今の答弁は。

しかしながら、その点は私もわからないわけではございません。しかしながら、自立支援協議会と、これがこれまで任意でありましたが、つくることになっていまして、全国的に約 85% の市町村が自立支援協議会をつくっておると。これについても本市では非常にどのようにつくったらいいかも悩むところでありまして、ある意味何ら手をつけていないと。先ほどの話で支援相談員、あるいは精神保健福祉士がいて、現在のところ、窓口対応がわかりませんが、本市は本市なりの相談支援をしておりますということでありますが、やはり自立支援協議会、あるいは来年の 4 月から設立しなければならぬという相談支援センター、これらのものは私は必要なのではないかと思って考えております。必要

性はないんですか。今の相談体制で事足りると、そういうふうに考えているのでしょうか、部長、お願いします。

### **加藤幸生健康福祉部長**

お答えいたします。

議員ご指摘の自立支援協議会でございますが、これも今般の法律改正によりまして法律上で根拠が設けられております。法定化されたということでございます。

この設置につきましては、現在、事務レベルで設置に向けた検討作業を進めています。我々としては年度内には設置したいというようなことで考えてございます。こういった自立支援協議会を通じまして、そういった相談支援事業の運営に関することを外部の方からの意見をいただきながら、よりよい相談支援事業ができるような、そういった形でこの自立支援協議会を活用していきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

### **大野誠一郎**

自立支援協議会については現在進めておりますという答弁でございました。先ほどの相談支援センターと、どのようなちょっと兼ね合いになるかわかりません。それから、現在、県のほうの事業として地域ケアシステムでしょうかね、こういったものも折り重なる面があらうかと思えます。ひとつ整理統合して、ひとつすばらしい相談支援の体制をつくっていただきたいと思えます。

以上、これをもちまして一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

### **【注意事項】**

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、龍ヶ崎市議会ホームページに掲載された正式な議事録から引用されたものであり、体裁については調整をしてありますが、その内容については一切手を加えておりません。